

商店街へのAED(自動体外式除細動器)の整備を支援します

商店街の救急救命能力を向上させ、来街者・地域住民にとって安全・安心な商店街を実現するため、少子高齢化等対応中小商業活性化支援事業を活用し、AEDの整備を支援します。

なお、整備した商店街においては組合員に対し定期的に救命講習を実施し、技能の向上を図ることとします。

わが国において、病院外の心停止が発生する件数は、年間2～3万件程度と推定^{※1}されています。

また、心疾患による死亡者数も増加する傾向であり、今後も、高齢化の進展により心筋梗塞等の心疾患が増加する見通し^{※2}にあります。

心疾患のうち、心室細動や無脈性心室頻拍といった生命に関わる重大な不整脈が生じた際には、電気ショックによって正常な心臓の動きを取り戻す電氣的除細動を直ちに行わなければならないとされており、1分除細動が遅れるごとに7%～10%救命率が減少すると言われています^{※3}。

一方、119番通報から救急隊員の現場到着までに要する時間は平均6.5分程度^{※4}であり、救急隊員の到着までの間に現場に居合わせた者が電氣的除細動を実施することが救命にとって非常に重要です。

しかし、現在わが国の商店街においては、地域の多くの人が集まる場所であるにもかかわらず、AEDの整備が十分になされているとは言い難い状況にあります。

そこで、経済産業省では、全国商店街振興組合連合会と協力し、AEDを商店街に整備するとともに、商店街の構成員に救急救命講習を受講させる取り組みを支援することにより、商店街への来街者と地域住民の皆様の安心・安全の向上を図ることを目指します。

全国的なAEDの整備に国が補助を行うのは今回が初めてのことであり、これを機にAEDが全国の商店街に普及することを期待します。

平成19年度少子高齢化等対応中小商業活性化事業から募集を行うこととし、5年程度を目処に全国の商店街への整備を目指します。

早ければ平成19年8月頃から、順次全国の商店街へ整備される見通しです。

お問い合わせ先
中小企業庁商業課 新藤、佐藤
TEL: 03-3501-1929
FAX: 03-3501-7809

参考:

※1、3 非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用のあり方検討会報告書

(平成16年7月1日 厚生労働省)

※2 人口動態統計(厚生労働省)

※4 平成18年版救急・救助の現況(総務省消防庁)